

ID: 136

担当部署: 生活環境課

処分の概要	許可手数料の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町廃棄物の処理及び再利用の促進等に関する条例 第30条		
例規番号	平成9年 条例第24号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (許可手数料)                      第三十条 第二十九条第一項及び第二項の規定による許可又は許可証再交付については、次に掲げる手数料を納入しなければならない。</p> <p>一 一般廃棄物処理業許可手数料 二、〇〇〇円                      二 一般廃棄物処理業許可証再交付手数料 五〇〇円                      三 浄化槽清掃業許可手数料 三、〇〇〇円                      四 浄化槽清掃業許可証再交付手数料 一、〇〇〇円</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日